

平成26年12月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年12月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成26年12月9日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	吉野 広昭
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	麻田 正志
総 務 課 長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成26年12月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成26年12月9日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
所用のため、議長交代します。

副議長（松浦隆起君）

議長を交代しました。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第 1、一般質問を行います。
昨日に引き続き、一般質問を行います。
1 番、下川芳樹君の発言を許します。

1 番（下川芳樹君）

おはようございます。1 番議員の下川芳樹でございます。議長の
お許しを得て、通告に従い 4 点質問をいたします。

私は、この 12 月定例会で、議員職を得てから 1 年経過をいたし
ました。2 年目の任期ということで、この質問者席から質を問う者
として、これからも頑張ってまいります。

質問の前に、先の 10 月 16 日より二日間、滋賀県で開催された防
災と議員の役割という市町村議会議員研修に参加させていただき、
特に感じたことについて、一言、私見を述べさせていただきます。

高知県内からは、私一人の参加でしたが、全国 60 名の参加された
議員の皆さんとの交流や、地域で活躍される自主防災組織のリーダ
ー、地域防災の推進に努める行政担当職員、年間 100 カ所以上の地
域で研修を行っている大学の先生から、それぞれ大変身になる貴重
なお話を伺うことができました。

その中で、特に感銘を受けたことは、山口大学院の瀧本浩一先生
からのお話で、来襲を予測できる台風や集中豪雨と異なり、いつ起こ
るかわからない地震災害に備えて、先人の歴史に学び、日ごろの準
備や対策を十分に行っておくこと。事後の速やかな対応に向けたマ
ニュアルをしっかりとっておくこと。ひとたび災害が起これば、
復興の中心的な役割を果たす行政職員や住民の代表である議員の存
在は不可欠であることから、地震発生時に、絶対命を落とさないこ
と。などでありました。

地域における防災体制の構築に向けての努力を重ねることはもち
ろんですが、特に災害が起こった後の町民の皆さんへの迅速な対応
のためには、職員の皆さんや私を含めた議員の皆さんが、元気に活

動できることが重要です。まずは災害に命を落とさない。けがをしない心がけを大切に暮らしていきたいと感じました。

既に十分な備えをされている方も、これから始めようと思われていた方にも、今一度御自分の生活環境の点検を、よろしくお願いをいたしまして質問に入ります。

まず1つ目の質問です。平成26年度の災害復旧事業についてお尋ねいたします。

8月の台風12号、11号以降、近年にない災害の発生で、職員の皆様を初め、消防団や自主防災の皆さん、自治会長の皆さんには大変御苦勞をおかけしました。とりわけ、最前線に立たれて災害復旧に御尽力いただいている産業建設課の皆さんには、災害復旧事業の完了まで、より一層の奮起を期待しているところです。

担当課においては、災害の発生以来、地元からの被災報告を受け、現地の確認をされ、危険箇所においては応急工事の実施や安全対策の徹底など、住民の皆さんからのさまざまな要望に対応し、1日も早い復旧作業に努められていることと思いますが、災害に関して、拾い拔かりがあるのではないかと、職員のかかわりが以前より弱くなっているのではないかと、などの声も、地域の皆さんから聞こえてまいります。双方で行き違いなどがあっては、今後の行政運営に支障を来すことにもなりかねません。

そこで、行政報告の中でも災害に関する報告がございましたが、具体的な内容の詳細について、担当課長にお聞きしたいと思います。

まず初めに、地元よりの被災報告に基づく被災件数及び災害査定への申請件数について、また、被災箇所でも査定に申請しなかった箇所があれば、その理由。その中で、単独の小災害として取り扱ったものがあれば、件数及びその理由について、お尋ねします。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、御質問のとおり、本年度、近年にない災害件数が発生しております。私、本年度で7年目になりますが、初年度、下川議員と一緒に仕事させていただきました。以来、これだけの件数がありましたし、また、役場に詰めたことは今までになかったわけでございます。

その中で、役場に詰める中、関係職員全て呼びまして、2人1組になり、町内をそれぞれパトロールしていったり、また台風が通過した後も、それぞれ調査をしていく、また一方では受益者そのものから、あるいは自治会長様、あるいは議員の皆様方から、ここが被災しておるといふような情報をいただきまして、それぞれへ役割を分担して、2人1組で現地調査をするなりしてから、まず第一確認を行ったところでございました。

そういう中で、本年度発生しております件数、現在のところ、公共土木施設が56件ございます。それから農業関係が66件ございます。合計122件となっております。このうち国の災害復旧事業への申請を満たしておる件数でございますが、既に公共災害査定は終わっております。既に災害査定済みのもの、また申請予定のもの、農業関係につきましては11月に終わっておりますし、第2回目があります、あさって、査定がございます。

これらを含めまして、農業関係が19、公共土木が31、合計しまして国への申請済み、あるいはこれから申請するものが50件になってございます。残りの72件につきましては、国の災害復旧事業に申請できないもの、すなわち町単独での対応になりますが、これにつきましては、公共土木でしたら、100メートル以内、あるいは農業関係でしたら150メートル以内、これに被災しちゅうものがあれば、1カ所として申請できます。

また、公共土木のほうは、工事費が60万円以上、農業関係は40万円以上というような規定がございますので、この延長100メートル以内、150メートル以内をフルに活用しまして、こういった工事費要件をクリアできるように努力もいたしました。結果、50件と。72件の小災害、単独の事業になってきたわけです。

この対応につきまして、災害復旧は住民の皆様1日も早い復旧を望んでおりますし、我々も望んでおるのはもとよりでございます。ましてこれだけの多い件数が発生しておりますので、早く対応を、計画的に対応していかと、なかなか地元業者の皆さんもいっぱいになってくるのは当然であります。

そのため、この72件につきまして、応急も含めて、早期対応を計画的にいたすようにしまして、現在、37件は完了してございます。19件が現在工事中でございまして、もう間もなく完成予定になっております。残った16件につきまして、これも本当は10万、20万の

工事費で小規模なものでございますが、これを被災箇所、工事箇所が近接なものをなるべく一緒にするなり、あるいはそれぞれ地区ごとと一緒にするなりとか、いろいろの工夫をしていきながら、あわせ持って発注していくように今、取り進めておるところでございます。

以上、災害発生の件数、それと申請状況、それと小災害への対応につきまして、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 番（下川芳樹君）

詳細な説明をありがとうございます。査定に申請できない工事については、単独で実施が進んでいるというふうなことで、現地で小さい規模の災害についても、しっかり確認をされ、拾われているというふうに理解してよろしいと思います。

それでは続きまして、査定設計書及び実施設計書の作成に当たり、直接役場の職員が行わず外部へ委託をしたものがあれば、その委託件数と委託した理由についてお尋ねをいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。査定設計書の作成、この、まず内容をちょっと御説明しておきます。

大まかに言いまして、被災状況の調査、復旧計画の検討、現場写真撮影、それと測量、設計及び精算。これが必要事項になってまいります。こういうにしまして査定設計書をつくり、査定へ臨まないかんようになりますが、通常、災害査定は災害発生からおおむね2カ月間で行われます。速やかに、先ほど言いました測量設計を行い、復旧計画などを決定して、1カ月余りで国、県からの申請金額の報告を受けられます。

しかしながら、先ほど言いましたように、ことしにつきまして件数も多いわけございまして、また職員配置等を検討して災害査定の査定計画書作成業務につきましては、その多くを、先ほど言いました件数のうちで6件は自前で行いましたが、その以外のもの44件につきましては、外注にして対応するようにしました。

しかしながら、実施設計につきましては、実施設計、これは発注する際に必要なものでございます。また査定結果に基づきまして修正をせないけません、実施設計の作成につきましては、技術監理系の職員を中心に、全て職員で対応してございます。またこれから

も対応するようにしてございます。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

査定においては、短期間に査定設計書を仕上げて発注をしなければならないというふうなところから、6 件以外は全て外注をしたというふうなことであります。それから実施については全て行政職員によって設計書をつくられたということです。

なかなか災害件数が多いと、その期間内に全てを仕上げていくというふうな部分では、人的な部分もあろうかと思いますが、それでも査定現地のほうにはしっかり職員のほうが確認に行かれ、しっかりした指導のもとで査定設計書はつくられたのでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

産業建設課長（渡辺公平君）

この被災場所、それぞれ担当職員を決めまして、工事になれば監督職員になってくるわけですが、担当職員を決めまして、技術監理係に土木職員が4 名ございます。その職員を中心にしまして、それぞれ配置しまして、責任持って現地確認等をやるようにしまして、査定設計書の作成委託に取りかかってまいったわけでございます。設計を委託するから丸投げをすとかいうようなことではなく、可能な限り現地へ赴き、現地の状況を確認した上で対応させていただきます。

1 番（下川芳樹君）

それでは、最後にです。災害箇所における現場確認、先ほど課長のほうから、しっかり確認をされているというふうなことでございました。査定設計書についても、しっかり管理をされているというふうなことでございました。

あとですね、今回の災害について、既に発注されている現場があれば、教えていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほど言いましたように、単独、小災害につきましてはもう終わった箇所もあります。現在工事中のものも19 件ございます。11 月に査定が終わりまして、それから準備を進めておりまして、今月発注いたしましたし、今月また中ごろには発注するようにしております。災害査定が終わりしましたものも、順次査定設計書づくり、順次発注するようにしてございます。

ちょっと今、発注した件数は何件で、次発注するのが何件という

のは、今のところ覚えてないですが、そういうふうな計画を立てて
ございます。

1 番（下川芳樹君）

工事施工においてもですね、現場管理など、職員がかかわっている部分については、しっかりかかわっていただきたいと思います。災害復旧事業については、原型復旧を原則に高い補助率で町財政に負担をかけず、早期に事業を実施することが可能です。現場においては、被災箇所の拾い抜きや住民要望の聞き抜きがないよう最善の注意が求められます。

ここで私がお願いしたいのは、特に若い職員の皆さんには、忙しくても多くの現場を体験されて、体験された技術を蓄積され、その蓄積した経験と技術によって災害復旧事業を有効に活用し、今後とも町民の安全・安心を支えていただきたい、このように思います。今後ともしっかりと、住民のために災害対応をよろしく願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、地方創生法の成立に伴う町の施策について、お尋ねをいたします。

人口減少克服や地域経済活性化の基本理念を示した、まち・ひと・しごと創生法と、これに関連する改正地域再生法が先月 21 日の参院本会議で成立をいたしました。同法は、人口減少に歯止めをかけ、東京への一極集中を是正するため、出産や育児のしやすい環境づくりや地方での雇用創出を進めることを基本理念に掲げたもので、都道府県と市町村には、各地の実情に応じた地方版総合戦略をつくる努力義務を課し、来年度末までに各自治体に地方版総合戦略を作成するよう求めています。

しかしながら、衆院の解散表明で、政策の具体像が十分に見えないままの状況にあり、高知県内の首長からは、期待と懸念の声が上がっていると新聞報道もございました。私は先の 3 月定例会でも申し上げましたとおり、国や県の補助金や交付金を積極的に活用し、佐川町の課題解決のため、有効に利用すべきであると考えており、地方創生の件においても町長のお考えを伺いたく質問させていただきました。

既に町長は、本定例会の行政報告で、地方創生に対する佐川町の基本姿勢を示されており、前日には森議員への答弁もされておりますが、今一度確認の意味で、まち・ひと・しごと創生に関する具体

的な目標や施策について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えさせていただきます。まずその前に、少しお時間をいただいて、国の考えてる地方創生、まち・ひと・しごと創生法について、目的、基本理念、あと地方自治体の求められていることについて、法文を読ませていただきながら、改めてお伝えをさせていただきたいと思います。

まず、まち・ひと・しごと創生法の目的であります。「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること。」このことを、まち・ひと・しごと創生というふうに言っております。

このことが必要になっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための計画の作業をする。と、そのように目的を定めております。

その中で、法文の中で、法律の中で、基本理念としまして7つの項目があります。その中で重立ったもの、まず1番目は、国民が個性豊かで魅力ある地域社会において、潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。このことが1番目に基本理念として書かれています。

また3番目ですが、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産、または育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。そのほかには、仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

5番目、地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により魅力ある就業の機会の創出を図ること。

これらの基本理念が書かれてあります。国が、この法律を可決したと。この基本理念を読むだけでも、これまでの法律とはかなり

違った内容となっております。私は、地方自治体の長に、町の経営を総合的に財政、財産、人、もの、全てを生かして町の経営をなさいと、この法律では投げかけられているなあというふうに感じております。

その中で、地方自治体は、市町村の区域における、まち・ひと・しごと創生に関する目標を立てなさい。その目標を達成するために市町村が講ずべき施策に関する基本的な方向性を打ち出さなさいと。具体的に、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項について明記をなさいと、こういうことまで求められています。

高知県の市町村長の中では、懸念の声もあると、温度差があるというお話もありました。また、東京に行って、政治的な評論家の方、政治ジャーナリストの方、いろいろな方の話を聞いたりコメントを見ますと、国は形だけのもので、これはばらまきに違いない。そういう批判の声もあります。しかし、東京と国の中で、東京並びに大阪、大都市圏と地方におけるこの地方創生に対する受け取り方、受け止め方は、かなり温度差があるんじゃないかなあと思っております。

私は、行政報告でも申しましたが、この佐川町にとっては、ものすごいチャンスがやってきているんじゃないかなあと、そのように考えております。私は、行政経験はありませんが、会社の経営、企業経営はやってきました。その経営に対して、自分の経営に対する経験、これまでの取り組み、人脈、全てを生かして、この地方創生に全知全能をかけて取り組んでいきたい、そのように考えております。

行政報告でもお話をさせていただきましたが、佐川町の基本的な地方創生に関する取り組みについて、概略、また申し述べさせていただきます。

基本理念としましては、住民同士のつながりが、しっかりとできていき、気持ちのいい挨拶が交わされ、笑顔があふれ、人が生き生きと輝く幸せな町、佐川町を行政と住民が一体となつてつくっていく、このことを大きな基本理念として取り組んでいきます。この理念が実現できれば、まち、ひと、しごと、それぞれの分野において、しっかりとしたすばらしい幸せなまちづくりができるというふうに考えております。

まち創生としては、行政と住民が協働で行っていきけるまちづくり、そのしっかりとした基礎固めをしていく、また、小さな拠点の整備に取り組んでいく。あとは、結婚・出産・子育て、これに対して財政的な支援、人的な支援を中期的に行っていく。このことを考えてます。

また、ひと創生としましては、学校教育の中で、ものづくり教育、職業教育、この佐川町を知っていただくふるさと教育、これをしっかりとしていく。そのことを、ものづくりの中で、起業家を生む起業塾の開校につなげていきたい。法律の中でも、創業と魅力ある雇用の創出、いう話があります。その文章があります。そのことについてチャレンジをしていきたい。また、地域おこし協力隊を活用した移住促進、外の視点を入れたまちづくりを行っていく。このことを、ひと創生として考えております。

しごと創生につきましては、今年度から力を入れて取り組んでおります自伐型林業を仕事づくりの核として考えております。自伐型林業で、山から出てくる木材を活用したものづくり、またイノシシ等自然の素材、この素材を生かしたものづくりを起業のチャンスとして、仕事としてつくっていききたい。そのように考えております。

基本的な政策、基本的な方針としましては、まち創生については、今年度と引き続き、協働のまちづくりのためのファシリテーター養成研修などを行っていききたいと、そのように考えておりますし、集落活動センター、あったかふれあいセンターなどの拠点づくりをしっかりと行っていききたい。あと、子育て支援に関しては、財政をにらみながら、佐川町としての支援策を打っていききたい、そのように考えております。また、自伐型林業の確立については、引き続き今年度の取り組みを進めていきます。

ものづくりに関しては、デジタル加工機、3Dプリンター、レーザーカッターなど、今注目を集めておりますが、製造、ものをつくるということが工場の中で大量生産ではなくて、小ロットのもの、他品種のもの、それをそれぞれの地域、それぞれの拠点で個性的なものづくりができる、そういう時代がやってきております。自伐型林業と絡めて、ものづくり、ものをつくる過程で子供も勉強し、ひょっとしたら、今までは大人が、先輩が子供たちにもものづくりを教えていましたが、デジタルな分野では、大人の知恵を生かし、子供がデジタルの操作方法を大人、おじいさんに教える、そのような人

と人のつながりが生まれる、新たな形のものづくりが佐川町で生まれてくるんじゃないかと、そんなことも考えております。

佐川町の地方創生、全ては人だと思ってます。人が生き生きと笑顔で、前向きに、この佐川町のまちづくりに取り組んでける、そういう町ができれば、必ずこの佐川町の地方創生はすばらしいものになる、それだけの住民力がある、佐川町には可能性がある。そのように思っております。一生懸命取り組んでまいります。以上です。

1 番（下川芳樹君）

どうも、詳しい説明をありがとうございます。先ほど御回答いただきました内容につきまして、もう少し踏み込んだ質問をさせていただきたいと思います。

まち創生として、結婚・出産・育児について財政的な支援と人的な支援をバランスよく中期的に実施することを目標の1つとして掲げられておられますが、その財政的、人的なそれぞれの支援方法について、もう少し具体的な内容が示していただけるならば、お教え願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。坂本議員からも御質問をいただきましたが、保育料の軽減については来年度から取り組んでいきたいと考えております。具体的な内容については、今、担当課と協議をしているところであります。これがまず、財政的な支援の1つになります。

あと、やはり病児・病後児保育、これ、ほかの自治体では取り組みをしているところがあります。これについて、来年度からということではありませんが、佐川町でも、病児・病後児保育を行える環境ができないのか、ということは今投げかけをしております。これは健康福祉課と高北病院、担当部署に投げかけをして、前向きに検討していただきたいということで指示をしております。

あとは、これもほかの自治体ではもう既に取り組んでいる、大分前から取り組まれていることですが、ファミリーサポートセンター、この取り組みに関しても、実際にやってみたいという声も上がっております。これも、来年度から始められるかどうかということは、今後の詰めが必要になってきますが、必ず、近いうちに実現をしたい、そういう声を上げて、やっぱり1歩前に踏み出す。勇気を持って事業に取り組んでいきたいと思います。そのほかにも考えてい

ることはありますが、まだまだ煮詰まっていない部分もありますので、この場では、私からの報告を差し控えさせていただきますが、以上のようなことを検討を進めております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。次世代を担う子供たちの環境を整えていくということは、我が町の佐川町の将来をしっかりと支えていくということにつながると思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、しごと創生として、自伐型林業を働く場づくりの核として捉え、仕事として軌道に乗せることを第一の目標としてお考えのようですが、経済的な観点から言えば、林業のみでの収益では、若い世代が結婚し、子育てをしていくためには、生活が大変厳しいのではないかと心配されます。昨日の森議員からの質問では、自伐型林業におけるドイツやオーストリアなどでの成功例についての報告もあり、将来的に希望が持てる産業であると思われますが、どれくらいの収益を予想されているのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。自分で山を持っているか、持っていないか、によって前提条件が全然変わりますが、始めた当初は、300 万から 350 万ぐらいの年間所得でいけるんじゃないかなという想定をしております。将来的には、年収 500 万、600 万。林業に専業でそのぐらいの所得が上げられるように方法を考えていきたい。現実には、自伐型林業に取り組みをして、家族経営をして 1 千万以上所得を上げている林業家もいらっしゃいます。四国内にいます。県内でも、仁淀川町で、起業として自伐型林業に取り組んでいる会社があります。この会社もかなり所得を上げております。そういう実績があります。

やれない理由を探すのではなくて、どうすればやれるのか、どのような取り組みをすれば、年収 500 万上げられる林業家を目指せるのか、全ては、これ経営だと思っております。私はやれると信じております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

自分の持ち山があって、その具体的な活動に取り組めば、初めから 300 万程度の所得を十分に上げられるのではないかというふうな

お答えでございます。

いろいろ、持ち山がない方の新たな佐川町内への就労であったりとか、それから経験がないままに始められ、蓄積される経験の中で徐々に収益というものも上がっていかうかと思われそうですが、まず、暮らしていける賃金としては、やはり 300 万以上というものは基本的に必要なというふうに感じます。

そこで、例えば、農業と林業の複合経営のほうで、年間を通じた有効な労働時間の活用や収益の向上につながるのではないかなというふうに、私は考えております。一つには、高齢化が進む農業を維持していくために、農地の保全という意味では、やはり若い労働力が必要です。全て農業にその時間を注ぐのではなく、林業の期間、農業の期間を十分にさび分けながら、双方の保全が図っていけるような施策というものも、ひとつ考えていただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。農業と林業、これを、農業を主に仕事をし、林業を副業にするという形の就業形態、仕事の仕方が当然あります。そういう意味で、佐川町の住民の皆さん向けに林業研修というものを行っております。それは、夏場は農業をやって、冬場に自分の持ってる山に入って林業をやることも可能ですよね、と。副業的な林業っていう形もありますよということで、お伝えはさせていただきます。

これは、そういう可能性がある、可能性が広がるよという環境は整備をしていきます。そういう取り組みはしていきます。しかし、専業でいくのか、副業でいくのか、農業、林業ほぼ半々でいくのか、そのあたりの考え方は、その当事者、実際に取り組まれる人が決められればいいなと。自分らしい、自分でやりたい形の就業形態があるんだろうなと思っております。

逆に、林業に従事する人たちが、一つの組織ができたときに、夏場、仮に作業道をつくる人が少し人数的に余ったということがあれば、農業のほうの何か支援をしていくとか、お手伝いをしていくと、そういう補足的な関係も生まれるでしょうし、多様な仕事へのかかわり方、それが、この中山間地にとってはいいのではないかなというふうに思っております。

一つのことで、こうあるべし、これしかだめだという決めつけで、

この一次産業での仕事づくりは考えたくはないなと。いろいろな可能性を広げていきたいなということは考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。この地域創生にかける町長の思いというものが十分に伝わってまいりました。今後この事業を活用して5年間佐川町の人、それから地域の幸せというものに結びつけていく活動につなげていく、そういう思いをですね、今一度ですね、その言葉としてお聞かせいただければよろしいかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。熱い思いが、こう沸き立っております。楽しみで楽しみで仕方ありませんが、やはり、こういうときこそ慎重に、一つ一つを確実にやっていかないといけないなということを考えております。

特に今一番考えておりますことは、自伐型林業をことしから始めました。危険な作業も伴います。繰り返し繰り返し、地域おこし協力隊員並びに産業建設課の担当には、私から直接話をしておりますが、安全第一で作業をしてほしい、研修をしてほしい、事故があっては取り返しのつかないことになるかもしれない。ですから、とにかく安全第一で、事故があれば自分もつらいし家族もつらいし、周りの者もつらい思いになると。全ては安全を優先をしてやってほしいということを伝えております。来年度には、また研修の方法も、ことしの経験を踏まえて改善をしていきたいと、そのようにも考えております。地道に、一つ一つ確実にやっていきたい、そのように考えております。

この佐川町の地方創生が、うまくいくのか、うまくいかないのか、やはり住民力、総意を集めること、町議会の議員の皆様にもお力をいただいて、御協力をいただいて、議会、執行部が両輪となって地方創生に臨んでいく、行政と住民が一緒になって、幸せなまちづくりを行っていく、このことが地方創生を成功に導く大きな鍵だと思っております。ぜひ、議員の皆様にもお力添えをお願いをしたいと思います。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。行政報告の中にもありましたように、ぜひ、素晴らしい施策により、人が生き生きと輝く幸せな町、佐川

の実現をよろしく願いをしたいと思います。

続きまして、3番目の質問に入りたいと思います。

健康福祉課の機構改革について、お尋ねをいたします。年末を迎え、来年度に向けた予算や組織の編成について、具体的な内容が検討される時期となりました。町長には、先の3月定例会において、業務内容が拡大する健康福祉課の機構改革を早期に実現すべきだ、との私の質問に、健康福祉課については今後の課題として取り組んでいきたい、とのお答えをいただいております。平成26年度の職員採用では、保健師2名の新たな採用を実施されるなど、前向きなお考えがあつてのことだと思っております。

そこで、今年度に入り、健康福祉課の業務内容について、健康福祉課課内での検討はなされたのか、また町長を含めた関連する部署で検討がなされたのか、検討がなされているなら、その内容について、担当課長及び町長よりお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。来年度、保健師を2名採用するという事で、合格通知を出させていただきました。どんどんどんどん福祉にかかわる業務が拡大をする中、現在の陣容では人員的に足りてない、残業も少し定常化しているという中で、増員を図るべきということで保健師を2名採用ということになりました。

これは、健康福祉課長と相談をしました。どのような採用をしたらいいのかということを経健康福祉課長とも話を決めてさせていただきました。機構改革そのものについては、課長とはずっと話をできておまして、来年度すぐに、大きな機構改革ができるかどうかは、現時点ではまだ決まっておりません。しかし、ここ一、二年、二、三年のうちには大きな機構改革も含めて町として手を打つべきだろうなということは考えております。

全ては現場で、職員がどのような具体的な仕事に対して負荷があつて時間がかかってくるか、現場の声も聞きながら、機構改革については判断をしないといけませんので、慎重ではありますが、適切に、スピーディに対応していきたいと考えております。課の中でどのような話がされてるのかということに関しては、担当課長のほうから説明をさせます。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうから、課内の検討状況について御説明をいたします。3

月の定例会の中で、下川議員の御質問いただいた後、新年度に入りまして、健康福祉課の中で、係長以上の幹部職員を集めまして、まず健康福祉課の業務内容の洗い出し、これを今年度しようという話をさしていただいた経緯がございます。

その中で逐一、係長、補佐級に関しましては、逐一話をしながらですね、そういった会議という形では、4月それから夏場、それからこの11月、3回程度話をしております。

ただ、具体的にどういう、健康福祉課の業務、多岐にわたりますが、それから関係課、連携をしていく課も複数ございます。そういう中で、どういう課の体制にしたらいいのかという課内のまだ結論には至っておりません。

下川議員も御承知のとおり、いろんな、この10年、介護保険制度が始まって以来、特にこの10年、数年来、非常に健康福祉課の業務というのは、範疇広がっております。今、3系の体制で行っておりますけれども、例えば、地域福祉の問題、いろんなその過疎化、高齢化に伴って地域のきずなが薄まっていってるという現状の中での地域を、きずなを再生していかないかんというふうな取り組みであるとか、あるいは介護保険制度の関係で言えば、地域包括ケアシステム、これの構築に向かって体制をつくっていかないかん。

それから下川議員おっしゃっていただいている健康づくり、介護予防も含めた積極的な健康づくりの面、それからさまざまな子育て支援のシステムでありますとか、少子化対策、これは、少子化対策は、健康福祉課だけではありません。全庁的な取り組みがありますが、そういった問題等々、多岐にわたる。それから業務の範囲、広がっているというところで、そういったことも含めてですね幹部係長の職員とは話をしております。

検討状況については、先ほど町長も話ありましたが、町長のほうにもそういった話もさしていただいております。その中で、採用の部分については保健師を採用させていただいたという経緯です。

健康福祉課を預かる課長といたしまして、大きなその組織の機構改革という部分がございまして、それとあわせて健康福祉課の中で、今の3系の体制でいいのかどうかというのもですね、検討も課内で進めているところでございます。

あわせて来年度以降、適切な時期に、そういった組織の見直しをさせていただきたいというに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

町長初め担当課長のほうからお話を伺いました。先の行政報告でもありました。また課長からも具体的なものに触れていただきましたが、高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画の策定作業が進む中で、介護保険の対象となる高齢者の皆さんの増加で、第6期の保険料アップが避けられない見通しだというふうにございました。

また先ほど課長も申しておりました地域包括的ケアシステムの構築においては、来年度以降、地域ケア会議において、各職種のレベルアップを図るとともに、高齢者個人に対する支援策の充実と、それを支える社会基盤の整備を図っていくとのことでした。

子供子育てについては、町長からも支援策についてたくさん述べていただきました。障害者相談支援体制の構築については、新たな運営体制により具体的な仕組みづくりが進み、短期入所施設やグループホームなど、今後の課題を共有し、これから進んでいく方向が示されております。

先の地方創生に係る質問で、町長のお覚悟を聞かしていただきました。この覚悟の言葉を実現していくためには、地方創生の根幹をなす健康福祉課の課題を佐川町の大きな柱として位置づけていただき、速やかに解決していく体制づくりが重要であると考えます。健康福祉課の機構改革は、ぜひ行うべきだと思います。

先ほど回答がございました、今後も検討を進めながら二、三年後には、っていうふうなお話でしたが、ぜひですね、あわせて、重要な部分については早期に課内の改革なども図られて、速やかに進めていただきたいというふうに要望をいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。佐川町の土産物開発について、お聞きをいたします。

佐川町の観光事業については、観光の拠点である上町の整備も進み、先の佐川・酒蔵ロード劇場開催などで見られるように、上町周辺の集客人口が年々増加傾向にあることや、観光協会を中心とする関係組織の強化や、事業の活性化についても積極的に取り組むなど、前向きに進んでいることと思われます。

観光施設の整備や観光事業にかかわる組織の充実も重要な課題の1つですが、せっかく来町者が増えても、地域に入るお金、つまり観光客に使っていただければ外貨が町内に落ちないことには、観

光事業は成り立っていきません。高知市から 30 キロ圏内である佐川町では、宿泊や宴席などによる収益は難しく、心引かれるその地域の名物であったり、郷土品などが収入源になろうかと考えます。そこで、お金をより多く使っていただくための最大の資源となるお土産物について、お聞きをいたします。

先月の 27 日付の高知新聞に、佐川地乳商品に認定制との記事が掲載されておりました。町内の酪農家が生産する牛乳をブランド化した地乳の知名度向上のために、町内商工関係者らが、関連商品の認定制を立ち上げ、佐川の地乳ブランドと記した認定シールを各商品に張って、佐川町を代表するブランドに育てるとの内容でございました。

11 月 1 日現在で、町内 4 事業所の計 25 種類の商品を認定しており、各事業所では、新たな商品開発も進んでいるとのことでした。これらの商品や、これ以外の新たな商品が、多くの観光客や町内外の皆さんに受け入れられ、多くの収益につながるようになれば、町の観光事業が大きく発展するものと考えます。

そこで、町内で取り組みを進めている他の土産物開発の現状や、今後の取り組みの進め方について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

下川議員の土産物開発についての質問にお答えさせていただきます。

まず、先般の土曜日の上町のイベントでございますが、私も駐車場係として行っておりましたが、その前、4 時前あたりでしたか、観光協会のほうの建物に入り、挨拶に行ったところ、たくさんの土産物が並んでおりました。今言われたような地乳関連もありますし、さまざまな商品が並んでおる。この姿を見て、大変うれしく思ったところでございます。

御質問いただきました内容ですが、本年度、佐川町では土産物開発、地場産業の振興ということを図ることを目的に、佐川のものづくり事業という単独事業を設置して、事業展開しております。この事業では、8 件が対象になりまして事業をやっておるわけですが、今、11 月 27 日付の地乳関連のことのお話もされましたが、当事業を活用されまして佐川の地乳ブランドの認定シールというものをつくられております。

佐川の地乳プロジェクト推進会議が事業主体になり、つくり、地乳を活用した商品、先ほど言われたように4団体 25 品目がございます。これへ統一シールを張っておると。さらに、レジ袋、それとテント、テントにつけるのれんもこの事業で導入してございますが、市内のサニーマートの屋外販売というのを定期的にやっておりますが、それを活用して地乳の商品を売っておるところでございます。地乳という名を使うブランドが急速に展開しまして、このように普及しております。

さらに、ほかでは、既にもう商品化されておりますものが黒岩じるしの、黒岩じるし焼き菓子セット、これにつましてこの事業で導入し、既に販売されております。あと6件でございますが、その6件のうちの3件、横畠冷菓さんがミルクイチゴアイス、ミルクブルーベリーアイスと。さらに、意匠計画栗さんが牧野博士にちなんだクリアファイル、これは年内にも販売するようになっております。残る3件でございますが、実生屋さんのおつまみクッキー、それと野っばら工房さんの紅茶ミルクキャラメルとニラの佃煮、これは年度内の販売に向けて、現在最終仕上げをしておるところでございます。

来年度以降につまして、これらの商品をさらに磨き上げていかないかん、商品的な価値、消費者ニーズにかなうものにいつそうして、地産外商に取り組んでいく必要もございます。そのため、高知県産業振興事業の中にありますアドバイザー制度という専門家を派遣してくれる事業がございますが、これを導入しまして、これからの商品のさらなる磨き上げに尽力していきたいというふうに考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。何かこう未来が明るくなるような商品開発がどんどん進んでいるように感じました。

今、課長のほうから申されましたように、その観光協会の施設の中にたくさんのお土産物が並んでいるというふうなお話でございましたが、売れ行きのほうはどのような状況でしょう。わかれば、お聞かせ願いたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

実は、そのとき行きまして、土曜日でしたが、観光協会の女性職員に、売れ行きはどうですかという質問をしてまいりました。入り

口のほうから順番に売れておるように説明されておりました。やっぱり、手元のほうから順番にお客様は買われてレジへ行く、奥の方に置いてあるのがちょっと売れ行きが悪いかなというようなこともありますので、あれだけ商品が並んでいたら、どれを買ってえいやら、私自身も迷うのが実際の傾向であろうかと思います。

あそこも、売れる商品の置く場所もそれぞれ考えていきながら、我々のほうは、商品自体のブラッシュアップをさらに努めていく、いっそのように連携していきながら、お客様に手を取ってまた買ってもらえるように、それぞれの商品が同じように売れ行きして、それぞれの団体に利益になるように、佐川町の活性化になるように、まだまだ工夫も必要でございますので、先ほど言いましたように、産業振興のアドバイザー制度、これを大きく活用させていただいて、さらなる飛躍に向けて、していきたいと思うております。

短期間にこれだけのお土産物が揃ってきたということは、非常に、今、議員言われたとおり、喜ばしいことでございますので、これに満足することなく、さらなる飛躍に努力していきたいと思うております。どうぞまた御指導、御協力よろしくお願いいたします。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。今後ともですね、地域の特徴ある資源とか人材を活用したアイデアあふれる商品開発を積極的に御支援いただき、やはり地域の皆さんが、観光である程度生計が立てれるような基盤、また商品についても販売できるそういうスペースであったりとか工夫であったりとか、そういうものもあわせて取り組みをよろしく願いをいたします。

これをもちまして私の質問を全て終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（松浦隆起君）

以上で、1 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで 15 分間休憩します。

休憩 午前 10 時

再開 午前 10 時 15 分

副議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8 番、中村卓司君の発言を許します。

8 番（中村卓司君）

おはようございます。8 番、中村卓司でございます。議長のお許しを得、平成 26 年 12 月議会の質問をさせていただきます。その前に、少しだけ所見を申し上げたいと思います。

ことは、いつもの年に増してですね、あわただしい 12 月議会となったわけでございます。と言いますのも、想定外と思われる衆議院が解散となりまして、今月 14 日には投票ということでございます。なぜ、この時期なのかと思われるのは、私だけではないと思います。しかし、権限は総理にあるわけございまして、それに従うということは仕方ないことではあるかとは思いますが。

一方、町においては国政の対応、さらには、今議会の準備、予算の段取り、さらには、この間 6 日の土曜日に行われましたイベント等の準備、大変忙しかったのではないかと思います。町長初め、町職員の皆さんやそれに携わったさまざまな皆様には、大変御苦労だったというふうに思われます。その苦労に敬意をあらわすものでございます。大変御苦労様でございます。

さて、今議会は、町長が開会の挨拶でもありましたとおり、町長が町政にかかわって、通常の議会に、初めて議会をしてから 1 年目の議会ということでありまして、冒頭には、振り返っての思いも少し申されておりました。

そんな中で、私なりに、堀見町政の 1 年間を考えてみますに、1 年前の多くの町民の皆様には、皆さんは、佐川町に新しい風が吹く、今まであったあらゆるしがらみから脱皮し、堀見町長、彼なら必ずや新しいまちづくりができると期待をし、多くの町民の支持があったというふうに思っております。

しかし、町行政は、首長がかかわったからといって、即、その日から町が変えられるものではないということは、私も承知をしております。例えば、大地に種をまき、芽が生えて若木となり、やがて花を咲き、実をつけていくものだというふうにも思います。この 1 年間を振り返ってみますに、徐々に変わりつつあるという感じは私もしておりますし、町民の皆様にも、その風を感じているというふうに認識をしております。

町長が提唱する基本的な考えの中に、地域を変えるのは人だ。人は地域の財産だという理念の中で、少しずつ変わりつつあるのも、

事実だというふうに思っております。さらに、行政報告では、課ごと、項目ごと、総合計画から始まって地域の懇談会、地域おこし協力隊、観光歴史まちづくり、自主防災組織、自伐型林業等々、詳しく行政の報告がございました。

質問する側にいたしますと、少しやりにくいなあというふうな思いもございますけれども、この場、きょうは2点ほど質問をさせていただきますので、誠意あるお答えをお願いをしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目の、道の駅事業について、でございます。この事業は、平成22年の議会より道の駅事業を計画してはどうかということの発言をさせていただきました。そして、平成23年1月の27日には佐川町の道の駅、仮称ではありますがけれども、設置検討会が委員22名で第1回の会議が行われました。そのときの座長、司会といいますのは、渡辺公平課長の司会のもと、榎並谷町長、高知工科大の教授でございます中田教授、上本助教授の参加で意見交換がなされました。

さらに、平成24年3月には、高知工科大の構想の素案といいますか、それが出されております。また同年5月には、2回目の設置検討会が行われましたが、その後、検討会は行われず、そのままになっておりました。

榎並谷町長にも、幾度も御相談を申し上げましたけれども、最終的には、小規模な町の駅にしては、というような案が出され、現在に至っております。

そこで、お尋ねをしたいと思います。堀見町長は、この道の駅という事業に対して、私は、地域の活性化や町おこしに大きな役目を果たすというふうに思っておりますけれども、この道の駅という事業についての思いを、今の思いをです、町長の感想といいますか、思いを聞かせていただいてから、次の質問にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

町長（堀見和道君）

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。道の駅に対する思いということであります。将来的には、地方創生の総仕上げとして、道の駅が整備することができたならば、佐川町にとってはすばらしいことではないかなあというふうに思っております。これが、現時点での私の率直な思いであります。

国においても、道の駅の拠点整備ということを地方創生の一つの鍵として捉えています。国としては、2つの類型で道の駅については考えておりますが、1つが、地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型、もう1つが、地域の元気をつくる地域センター型ということで捉えております。

いずれにしても、今後佐川町が地方創生を一つ一つ、一段一段、階段を上っていく中で、地域住民の生き生きとした前向きな姿、人づくり、まちづくりが実現していけば、その集大成として産業振興、販売促進含めた地域の元気の発信拠点としての道の駅が整備できたらいいのではないかなあと考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

大変前向きな姿勢をお持ちというふうに、私は感じたわけでございます。この道の駅の歴史について、少し私の調べたことで申し述べさせていただきたいと思いますが、平成5年、今から20年以上前になりますけれども、国土交通省が、道路に併設する場所で、駐車場、トイレ、道路、地域の情報発信の提供する場として全国で103カ所認定をしたのが始まりだそうでございます。

そして、どんどん数を増やしまして、今では温泉施設や美術館、宿泊施設などを兼ね備えた道が増えてまいりまして、現在では1,040の道の駅があるそうでございます。そしてその間には、道の駅に対してテレビやラジオ、新聞等で盛んに取り上げられるようになりまして、その間には、地域の雇用や経済効果に寄与し、町おこしに貢献をしたというふうなことでございます。

それでは、今後の道の駅にどのように発展するかというふうに考えてみますと、先ほど町長が申されました、まち・ひと・しごとの創生法の中で、ある程度、ある程度というか、その中で発展の道が見出せるのではないかというふうな発表もでございます。

インターネットで調べてみますと、国土交通省のホームページの中に、次のようなことが記載をされておりました。「道の駅の新たな活用として、最近では、地域創生の拠点として注目をされています。道の駅の数が増加に伴い、通過する道路利用者へのサービスの提供の場から、地域の課題を解決する場に成長した」と指摘をされています。

また、国土交通省道路局によると、道の駅は、町の特産物や観光資源を生かして人に呼びかけ、地域に仕事を生み出す核へと独立、

進化をしていると。この、まち・ひと・しごと創生法という法律が町長のほうから、下川議員のほうからの質問に対し、条例を読み上げられました。私のほうからは、今回その条例の目的を少し読もうかなというふうに思っておりましたが、先に町長が朗読をされたので、それは省きたいというふうに思いますけれども。この創生法というのは、この法律以外に、以外というかその中身は1条から21条までと附則からなっていることになっているんですが、詳しくインターネットで調べますと、これにかかわる省庁というのは、全ての省庁がかかわっており、ひいては、大臣の資料にも載っています。

例えば、太田大臣の資料の中にも、この、まち・ひと・しごと創生法について、こうすべきであるとか、経済産業省、農林水産省、文部科学省、総務省、さらには石破大臣の資料もございますし、有村大臣の資料にもございます。さらにまた山口大臣の資料にもこれが出てきます。

その中で、少し道がそれますけれども、総務省の中に、地域おこし協力隊に要する経費、1人頭400万とか、募集の団体に1団体200万とかいうふうな金額も具体的に記入をされているわけでございます。また、交付予定金額は、55億4,000万、対象団体が160事業。そして経済効果には、投資には115億、雇用には7年間で230億、産業に対しての効果が504億、そして利益が200億。これを足していきますと、1,050億というふうに経済効果がなされると予想をされているようでございます。

また、その中身は、農業、エネルギー、防災、教育、文化、スポーツ、科学、結婚、出産、子育て、学校、移住定住、幅広く利用ができるような内容となつてございます。そこで、その全てを網羅することではございませんので、本質問では道の駅ということに関してだけについての資料をインターネットで調べてみました。

この、まち・ひと・しごと創生本部では、3つの大きな項目を持っていると提言をしております。それは、1つには、若い世代の就労、結婚、子育て、希望の実現。これが1番。第2に、東京一極集中の歯止め。これが2番。3番目に、地域の特性に即した地域の課題の解決というのが、大きく分けるとこの3つが焦点だと言われております。

そこで、道の駅ということに関しますと、就労の場とか東京一極

集中の歯止めとかいう意味もございすけれども、特に３点目の、地域の特性に即した地域の課題の解決が道の駅の貢献に期待ができる、というふうなことも記載をされておりました。

さらに、この創生事業では、先ほど申し上げました農林水産省を初め、関連する機関が道の駅に対しての応援ができますよ、というふうなことも書かれておりました。しかしながら、これは最後の附則、条例の中の最後の附則の中に、このようなことが書かれております。

施行期日という中で、第２項の中に「政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」というふうなことがあって、非常に気がかりなのは、５年以内ということで記載をされておりますので、きのうの副町長の発言にもございました５年という数字がですね、非常に頭の中に、私は、残っております、心配の年の５年、いわゆる行政報告の町長の中に、この創生法ということについての大変な期待がある発言の中にも、５年という期間が引がかかって、この法を利用するためには、早く、いろいろなことを発信せねばならないというふうなことも、私も思っておりましたし、副町長のこともございました。

そこで、この法、事業について、早く道の駅に当てはまれるというふうなことが望ましいというふうに、今考えるわけでございすけれども。そのことを踏まえて、町長は、前回のお答えでは前向きというお答えがございましたけれども、期間を早くしてほしいというふうな、私は、思いがございすけれども、どのようにお考えなのか、今一度、その期間のことも含めて聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まち・ひと・しごと創生の取り組みに関しては、平成 28 年度スタートということで、その５年間で立てた目標、施策に対して実行したもの、実行した結果を、ちゃんと検証しなさいと。検証ができる計画を立てなさいということを戦略的に取り組みなさい、ということで言われております。

地方創生の総仕上げとして道の駅ができたらいなというふうに、最初、私の思いとして述べさせていただきましたが、来年度、再来年度、２年ほどかけて研究をして、この町の方向性を見定めな

がら、総仕上げとしてできればいいなあというふうに思っております。

ただ、私の任期が4年ということで、あと3年になります。この3年の中で、一つの区切りとして、私は結果を出さないといけません。まずは、しっかり足もとを見つめて、この地方創生の流れをしっかりとつくっていききたい。その中で、下川議員の御質問のときにも伝えさせていただきましたが、住民総意で、住民力が結集をして、この地方創生の取り組みが広がっていけば、その結果、道の駅をつくりましょうという声が住民の皆さんからも、多分上がってくるというふうに思っております。

地区懇談会の中でも、道の駅をつくったほうがいいんじゃないかという声も出ております。そのほか、総合計画を策定する中で、住民アンケートを実施させていただきましたけども、道の駅をなぜつからないんだ、と。早くつくってほしい、と。道の駅に関する御意見も多数ありました。

ただ、道の駅は拠点として、施設としてつくればいいというだけではありません。中身、運営がすごく大事になってきます。地方創生が、しっかりと地に足をつけて1歩ずつ確実に前に、足を、歩みを続けられれば、道の駅はほんとに必要とされる施設として、すばらしい成功事例としての道の駅ができるんじゃないかな、というふうに思っております。

来年度、再来年度、2年間かけてしっかりと研究をして、地方創生の総仕上げにつなげられるのかなということを検討していきたいと考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。新しい地乳を含めたお土産物が、先ほど、下川議員のほうからお話がありましたが、たくさんできておるということで、その生産者の方に、何人かに聞きますと、品物はつくるけれども、なかなか売るところまで自分たちができないということで、売る場というものの提供も必要ではないかというふうな声も聞きます。

この間のイベントで、観光協会でも売ってございますが、そういうことも進めながら、大きな窓口というものも必要ではなかろうかと思えますし、それだけではなくて雇用の場、そして町外からの外貨を稼ぐ、そういった意味でも一挙にはいかなくても、いろいろな

町民の声、資料を集めていただいて、前向きに進んでいただきたいと思いますし、2年、3年、町長は任期のこともちよっと遠慮がちに申しましたけども、元気な町をつくっていただける町長ということになれば、2期、3期、4期、5期やっていただきたいと思いますという思いがございますので、そのこともつけ加えて、道の駅のこともしょろしくお願い申し上げまして、この道の駅の質問は終わらせていただきます。

次に、地域の公共交通について質問をさせていただきたいと思います。

この問題は、言われて大変久しいことでございますけれども、全体的なことについて、正しく理解をしているわけではございませんけれども、昭和の中期、後期ぐらい、中期といいましょうか、それぐらいの時期から営業交通で行っていた国バス等の交通機関の利用者が激減をし、収支のバランスが崩れたことによって、県と同様に佐川町でも町民の足を守るという観点から行政が経費を負担をするような形で、今までに続いてきた経過がございます。

その間には、高齢者の通院や買い物等、不自由な方が多くなったこと、また子供たちの通学にも影響を与えているのも確かだというふうに思っております。一方では、経費の負担が、行政から多すぎることや、「空気を運びやせんか」というふうな悪口も、声も、どこかで聞こえてまいります。

そこで、今までの議会の中でも、何人かの議員さんが質問を出し、デマンドバスの問題や福祉チケットの問題について質問をさせていただきました。収支のこともありますし、いやいやそれではない、町民の足を確保するというふうな意見もあろうかと思いますが、その結論を出す前に、少し具体的な質問を、お答えを願いたいと思います。

まず、デマンドバス。近隣で利用をしている町村があつてわかっておれば、収支がどのようなになっているかということと、佐川町で、佐川町廃止路線代替バス運行の補助金、キロ当たり 110 円ですか、の負担がなされ、走行距離が 9 万キロだったと思いますが、その金額と、それからバスの購入補助金等が行政から出されております。

一方で、福祉課で出てるのは、ガソリン券になろうかと思います。福祉バスの購入は 848 万。これは補助金も含めてでございますけれども、それから福祉タクシーが 387 万、等々ございます。

このほかで、行政が負担をしなければならない経費がありましたら、お答えを願いたいと思いますとともに、この内容が一財であるのか、それとも補助対象でいくらかということがわかっておれば、それもあわせてお聞かせを願いたいと思いますので、まずその2点から、よろしくお願い申し上げます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、御質問のありました廃止路線代替バス運行費の補助金につきましては、実績をもちまして、25年度になるんですが、8万7,021キロで、キロメートル当たり110円ということで957万2,000円の補助をしております。これにつきましては、補助金はありませんので特別交付税措置となっております。

それともう一つ、バス購入費の補助金につきましては、こちらのほうは県の補助金が2分の1となっております。昨年、25年度ですが、黒岩観光バスの購入費としまして424万を負担をさしていただいております。

それともう一つのですね、近隣のデマンドバスの収支についてですが、近隣では、いの町の旧吾北村のほうで、デマンド型乗り合いタクシーという形を運行しております。いの町はですね、そのほか、いの町の巡回バスとですね、旧本川村の過疎地有償運送という3つのシステムで運行しております。その収支につきましては、ちょっといの町の巡回バスについては調べてきておりましたが、そちらについては支出のほうが入件費とか運行経費を入れまして、約730万ぐらいになっていると聞いております。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは、健康福祉課が所管してます福祉タクシー、福祉ガソリンの分ですけれども、議員おっしゃいましたけれども、これは障害者の方の制度でございまして、タクシーチケットとガソリンチケット、あわせて、どちらかを配付するという形になってます。金額的には、おおむね、両方合わせまして600万から700万ぐらいの決算額というふうに考えております。これは、補助金、県、国、補助金ございません。町の一般財源で賄っているということでございます。以上です。

8番（中村卓司君）

ということで、足を守る、町民の足を守るということで、いくら

かの経費が出ているわけでごさいます、費用対効果ではマイナスということになって、それがどういうふうに、方向づけ、思いがあるのかということも聞かせていただきたいと思います、その前にですね、この間、町長の報告にも、冒頭の行政報告の報告にもありましたとおり、1,200 名の方にアンケートをとって、現状把握というふうなことをやっているようでございますが、この狙い、送付された文章の内容も見ましたが、狙いというものを、ちょっと私なりに理解ができませんが、狙い、アンケートの狙いをちょっと聞かせていただきたいと思います、そこから始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。中村議員のおっしゃいましたように、現在、選挙人名簿から無作為に抽出した 1,200 人を対象に、アンケートは行っております。そのほかにもですね、路線バスや鉄道を利用している乗客の皆さんを対象としたアンケート、また交通空白地の住民を対象としたヒアリング、通学の現状把握のための学校のヒアリング、通院バスの現状把握に病院でのヒアリング、交通事業者の意向把握のためのヒアリングなどを行っております。こうした取り組みを、データですね、データを集積、分析、取りまとめを行いまして、今後の検討の材料としていくようにしております。

またですね、来年度から道路運送法の規定に基づく法定の佐川町地域公共交通会議を立ち上げることになっておりますので、その中で、地域公共交通網の形成計画を策定することとなっております、そちらのほうにも反映をさせていきたいと考えております。

町長（堀見和道君）

中村議員の御質問にお答えさせていただきます。アンケートの狙いということですが、まずは住民の皆さんが、現状どのような移動をされているのか、どのような頻度で家の外に出られているのか、どういう手段で移動をしているのか、今の移動について現状を把握すること、これが 1 つです。また、将来にわたって、車を運転することがひょっとしたらできなくなる、そういう懸念もありますかということ。あとは、今後町が、いろいろな形で地域公共交通のあり方を考えていく中で、一人一人の御要望、移動に対する要望を聞かせていただきたいと思います。そのあたりが狙いになっております。

これは高知工科大学のほうで、これまで数多い地域公共交通の計

画の中でのアンケートを行ってます。そのアンケートを参考にしながら、チーム佐川推進課の担当、私も含めて、アンケート内容について議論しました。また検討会でも御意見をいただき、最終的にアンケートということで、1,200 名ほどの住民の皆様に配付をさせていただきました。狙いについては以上です。

8 番（中村卓司君）

私もこの資料をいただきまして、どういう内容かなと思うて見させていだいたときに、よそのアンケートを見ますと、これは高知工科大の方が専門にやられて、すばらしいもんだというふうに思いまして見ましたんですけれども、これを出して、果たしてどのようなことがわかるかなというふうなことが、私は単純でわかりませんでして、それこそインターネットで、ほかの地区のアンケートを調べてまいりました。

そうすると、もっと具体的に、例えば、自分が移動する手段の中で、こうすることが困っているよってということが出てきます。このアンケートですと、ただ困っている、困っていないは全然関係なしで、それで病院へ行ってる、何歳っていう感じで出てきます。そのことがお年寄りが病院へいくことで困っている、というに通じるのかなというふうな思いもありましたけれども、よそのアンケートをとってみますと、それを具体的に、私これで困ってます、というつながりができているようなアンケートをとってきたんで、ちょっと、私専門ではないんで、これからそれが読み取れるのかなというふうな思いもありまして、心配で、そんな質問をさしていただいたんですが。

それで、全国的な現状と課題というアンケートの中に、こういう答えがございます。地方の、大まかに言いますと、都会よりも地方の方は、高齢者が増えて、都会よりも公共交通とか乗り物とか、いわゆる自分で乗り物のほうが増えるそうです。お年寄りの方が。自分で行く。まだ乗れる方ですよ。だから 65 歳とか 80 歳になっても、自分の車で外へ出て行くっていうのが多くなるそうです。地方へ行くと。そうすると何が起こるかというたら、お年寄りの交通事故が多い、というふうになるというふうなことも書かれてあります。

そんなことも含めながらの、今後の公共交通の考え方が出てこようかと思いますが、そこで、ちょっと前に戻りまして、前というか大体のお話を聞きましたので、町長の、基本的に考える、アンケー

トが出てきておりませんから何とも言えないかも知れませんけれども、町長の基本的に考えている考え方の、私の問いとしては、お年寄りの足を確保して、少し経費が必要でも、その足は絶対にカバーしていくんだと。

一方、極端な例をいくと、空気や、経費が要り過ぎるやないかという経済的な効果の中では、少し問題があるかなという思いがあるのか、そのバランスが取れて両方生かせれば一番えいよの、というのがベストだとは思いうndすけれども、自分の、町長のお考えの中に、基本にはどうなんでしょうかね。自分の質問がちょっとファジーでわかりにくいかも知れませんが、そういうお気持ちを聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。大変難しい問題でありまして、地域公共交通のあり方について、現時点で、私で、こうしたい、こうしたらいいという考えは正直ありません。まっさらな状態で、住民の皆さんの声を聞いて、現状を把握して、検討会の皆さんの意見を聞いて、さらには、来年度スタートする法定の委員会、協議会の中で出てくるさまざまな意見、それを全部トータルで照らし合わせて、100点満点の答えはなかなか難しいと思いますが、皆さんのお知恵をいただいて、より多くの方が満足する、より幸せを感じられるこの佐川町の地域公共交通のあり方を模索していきたい。それが、今の私の率直な考えになります。以上です。

8番（中村卓司君）

ありがとうございます。極端になってもいかんと思いますし、また、アンケートが出てこなければ、それから会議もこしらえているようでございますので、その中の検討も必要だと思いますので、そういうことで、大変いい方向だと思いますので、その方向で進めていただきたいというふうに思っております。

今回は、質問2つでございましたので、以上にさせていただきたいと思っておりますけれども、最後に、一言申し述べさせていただきたいと思っております。

質問の冒頭の中で申し上げました、徐々に新しい風が吹き始めたという感じがしております。行政として攻めの事業といいますか、ことで、自伐型林業とか集落活動センターなどを通じてですね、攻めのことをやっておりますし、また、地域の人や、地域での財産は

人だということの確認とか、そういった風がですね、だんだん町民に行き渡っているというふうに思っております。町職員の皆さんも、非常に頑張っておられるというふうに思います。特に、6日のあの寒いイベントの中で、たくさんの来町者がおられることは、まさにその一端だというふうに考えております。あの寒い夜に、熱い思いをしながら一生懸命頑張っておられた職員さんに敬意を表するとともにですね、今後、町長にますます頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

副議長（松浦隆起君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩　　午前 11 時

再開　　午前 11 時 10 分

副議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番、邑田昌平君の発言を許します。

3番（邑田昌平君）

3番、邑田昌平です。初めての一般質問で、大変緊張していますが、どうぞよろしくお願いします。通告に沿いまして、まず初めに、ふるさと納税についてお尋ねします。

ふるさと納税につきましては、町長の行政報告にもありました。また、広報さかわの10月号にも、佐川町のメッセージとして佐川の取り組みが載っていましたが、今、このふるさと納税というのが日本全国大はやりのようであります。この間も、NHKの「おはよう日本」を見ていましたら、その特集のようなものをしていました。この内容は、御多分に漏れずお礼の品のことです。

夕張市では、車エビ、生ガキなどの海産物のほかにも、実に157種類もあるようです。また、愛媛県愛南町では、地鶏などを目玉としてお返しをしているようでありまして、納税額は3千万を超えています。県内では、高知新聞の11月の7日に、ふるさと納税、奈半利町1億円突破、と大きな見出しが載っていました。奈半利町の財政は、自主財源が5億円足らずだそうです。これも、当然お返しの贈答品が目的のようです。

インターネットで調べてみましても、農産物、海産物に始まり、工芸品など各地の特産品が何でもあります。私は最初、このふるさと納税というのは、生まれ育ったふるさとへの恩返しや、ふるさとの発展を願ってするものだと思っていました。都会に出た先輩などからも、「わしらが現役のころ、こうしたものがあつたらかなり役に立ったと思うけど、今は年金でどうにもならん」また「佐川に帰りたいが、家族がおるので帰るにも帰れん」という声も耳にしました。

そこで私は、ふるさと納税とは何じゃろかと思い、素人なりに調べてみました。初めはふるさと納税法とか、そんな法律のようなものがあると思っていたんですが、そんなものはない。ようやくこれは、平成 20 年 4 月に、地方税法の寄附金税額控除が改正されたことによるものとわかり、税務課でそのコピーをもらってきたところです。つまり、分類上は寄附金でした。

そこで、お尋ねします。町長のチーム佐川監督メッセージによると、平成 20 年度から寄附金の受け入れを行っているとありましたが、その受け入れの手順というか、事務手続きの流れ、また各年度ごとの受け入れ件数と、寄附金及びそれに対するお礼の品の総額、それにまたお礼の基準についてお答えください。

総務課長（横山覚君）

邑田議員の御質問にお答えいたします。手順といたしましては、今、ふるさと納税の佐川町のどういうふうな産品があるかというのは、インターネットのほうにも出していただきまして、そこからの応募といいますか、申し込みをしていただくようになっております。その申し込みに対しまして、今、1 万から、3 万、5 万というふうになるんですけども、それに対しての商品をお礼品としてお返しをしております。

それで今お尋ねのですね、年度ごとの寄附金、それから記念品等の要した額なんですけれども、20 年度から始まりまして、今 26 年度なんですけれども、年度順に申し込み件数、寄附額、お礼品代を申し述べさせていただきたいと思います。

20 年度には 4 件でございました。それから寄附額は 26 万。お礼品代としては 2 万円でございます。21 年度は、同じく 4 件でございまして、寄附額が 20 万円。お礼品代が 2 万円。それから 22 年度が 7 件でございまして、寄附額が 55 万円。お礼品代が 1 万 500 円に

なっております。23 年度が 7 件でございまして、53 万円。お礼品代として 3 万 3,230 円。24 年度が 8 件でございまして、159 万。お礼品代が 3 万 2,060 円。平成 25 年がですね、申込件数が 8 件でございまして、寄附額が 101 万円。お礼品代が 19 万 2,930 円。そして本年度なんですけれども、まだ 12 月ということで、年度は、まるまってないんですけれども、183 件になっておりまして、寄附額が 275 万 4,000 円。今のところ、そのお礼品代と申しましては、まだお金を支払ってないこともありまして、その 183 件全てに対してのお礼品代が計算できておりませんけれども、当然、去年度が、いまのところ 67 万円が計算されておりますが、これよりもずっと高い金額でお礼品代が合計されると思います。

それで、25 年度が 8 件で、今年度が、12 月年度半ばで 183 件なんですけれども、夏ごろからですね、そのお礼品の品数を増やしまして、いろいろな組み合わせをつくったりですね、この秋にはですね、新高梨、それから栗、そういう季節物も含めましたところ、非常に多くの申し込みが入っておりまして、去年度が 8 件、そして今年度が今の時点で 183 件というふうに大幅に伸びております。

それから先ほど産業建設課のほうからもお土産の話が出ておりましたけれども、そういうものも、これからですね、いろいろ組み合わせをつくりまして、うちのお礼品の種類を増やしていきたいというふうに思っております。

手続き的には、先ほど、ちょっと詳細のほうでよう説明できなかったんですが、インターネットのほうでそういうふうな販売のものをしております、そこからですね、ファックスで佐川町のほうに流していただいてですね、それから佐川町で受け付けましたよという御通知を向こうに出しまして、そして振り込んでいただくというふうな格好になっております。

町長（堀見和道君）

邑田議員の御質問にお答えさせていただきます。今、総務課長からも説明ありましたが、少し補足をさせていただきます。

基本的に、ふるさと寄附金ということで、佐川町のホームページにページを、コーナーを構えておりまして、ファックスもしくはメールによって申込書が送られてきます。それに対して、受理をしましたという通知を送ります。お金を振り込んでいただいて、そのときに、特産品の申し出のあった方には、申し出のあった特産品を送

るとともに、寄附いただきましたと、寄附申込額の領収書みたいなものですね、受領しましたという証明書を発行します。

納税者の方は、その証明書を使いまして、年度をまたいだときですね、確定申告を御自身で行っていただいて、税的には控除が受けられるという制度になっております。

この制度は、地方税法に基づいた取り組みになっておりまして、全国一律という取り組みになっております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

今、説明をしていただいて大体のことはわかりました。私が疑問に思っているのは、特産品と称して送っている贈答品のことですが、佐川町では今のところ、特に高額なものはなく、社会的に許される範囲かなと思うところです。私も斗賀野の良心市の組合長をしているので、こうした商品を入れてもらえるのはありがたいと思います。

しかし、全国の自治体に目を向けてみると、これは私の、貧乏人のひがみかもしれませんが、大変な高額なものもあります。ネットを見てみると、高級牛肉から一般的に流通していないブランド米、あるいは高級メロンなど、欲しいものは選び放題です。

また、ある忍者の里は、30 万円ほどもする金の手裏剣をお土産にしようとしたところ、これはさすがに法務省から、待った、がかかったようです。が、このように、お土産の一本釣りがエスカレートしている傾向があると思うが、私はとても納得ができません。

インターネット上では、ふるさと納税と特産品ベスト 75 とか、知らない人は損をするとするふるさと納税グルメ、全国から特産品をゲットしよう。あるいは、実質 2 千円で全国から特産品をもらえる納税活用術などの情報が氾濫しています。

そもそもこの制度の改正の趣旨は何だったのか、私は、先に申しましたように、ふるさととは遠くにありて思うものとの心境で、ふるさとの恩返しの意味合いがあると思っていました。今、佐川もこの制度を運用しているわけですが、町長はこの制度の趣旨、運用をどういうふうに解釈し、また理解しているのか、お答え願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。邑田議員のおっしゃるとおり、本質的な趣旨としましては、ふるさとを思い、と。ふるさとのためにお役に立ちたい、そのような趣旨で創設された制度だと考えており

ます。行き過ぎた事例もあるのではないかなあと、私も感じております。そういうことを批判をしている学者さんですとか、知事経験者の方もいらっしゃいます。

佐川町としては、本年度から取り組みを始めておりますが、この制度は、知恵を出して自治体が前向きに取り組む、地域の活性化に対して取り組む取り組みとしては、私は努力が伴う制度でありますので、佐川町としては、この制度は今年度から積極的に取り組んでいこうということで、取り組みを進めております。

高額商品を、今後取り扱うかどうかということは全く決めてはおりませんが、佐川町を知っていただく、佐川町の特産品をPRするその手段としては、この制度を積極的に活用して取り組んでいきたいと考えております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

わかりました。つまり、普段めったに手に入らないブランドのもの、やっぱり農産物、果物などがいつも簡単に税金で手に入る、これは多額納税者の特権ではないでしょうか。町長、お願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。多額納税者の特権かどうかは、私は判断はつきませんけども、所得の多い方が地方にふるさと寄附という制度を活用して寄附を行うということは、人口が東京に一極集中することを防ぐような取り組みの1つとして、お金が一カ所に集まっているものを地方に分散をするという意味においては、有意義な制度ではないかなあとというふうに考えております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

つまり税金を、ふるさと納税という形の寄附ですれば、日本全国どこの特産品がもらえるということだと思います。この前もテレビでやっていましたが、米、肉、果物などの食糧品に、ほとんど全国からのふるさと納税のお返しで賄っていると話していました。何かまるでゲームをやっているような感じでした。土産と一緒に領収書 راもらい、それを確定申告をし、税金の還付を受ける。住民税は、翌年、税金から控除を受ける仕組みになっているようですが、どうでしょうか。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。ふるさと納税によるデメリットということになってきますが、佐川町の方がですね、ふるさと納税することによって

個人の町民税の税額控除をですね、寄附を行った翌年度に控除されることになります。各年度ですね税額控除はですね、平成 21 年度、3 件で 8 万 1,306 円。22 年度、1 件、1 万 1,400 円。23 年度は該当ありません。24 年度、4 件、9 万 4,107 円。25 年度、7 件、13 万 170 円。26 年度、7 件、14 万 3,133 円。今までの合計がですね、22 件で 46 万 116 円が税額控除となっております。以上です。よろしくお願いします。

3 番（邑田昌平君）

平成 25 年度の決算説明書を見てみますと、昨年より個人住民税が 640 万円減少していますが、今までに町民で控除を受けた人がいますか。いるとすれば、その人と税金額、金額を教えてください。

副議長（松浦隆起君）

もう一度言うてあげてください。質問を。

3 番（邑田昌平君）

平成 25 年度の決算説明書を見てみますと、前年より個人住民税が 640 万円減少していますが、今までに町民で控除を受けた人がいますか。いるとすれば、その人数と金額をお願いします。

税務課長（田村秀明君）

先ほど説明しましたが、25 年中にですね、ふるさと納税を佐川町の人がしてですね、26 年度にですね、税額控除を受けた方が 7 件のですね、14 万 3,133 円です。先ほど議員さんもおっしゃったようにですね、この税額控除というのは前年中の控除になりますので、平成 25 年中にですね、寄附された方はですね、7 件、14 万 3,133 円で、その分が税額控除と、ことしなっております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

今、これだけインターネットが発達した世の中です。多くの町民が利用し、特産品をもらえることになると思います。しかし、それで制度がある以上は、仕方がないこととは思いますが、また税の控除を、自分はいくら受けれるかということもネットで簡単に上限額を計算してくれます。

例えば、年収 300 万円程度で子供 2 人の一般的な家庭で入力すれば、2 万円と出てきます。この 2 万円を 2 つの町に、1 万円ずつふるさと納税をすれば、米 15 キログラムが 2 つもらえることになります。佐川町の場合だと、特産品 A コースになりますので、1 万円の寄附に対して 5 千円程度の新高梨や加工品の詰め合わせセット

を送ることになると思います。そうすると、実質は、佐川町は5千円の寄附を受けることになります。ふるさと納税した人は、2万円の税金を2つの町、町村に1万円ずつふるさと納税することにより、1万円分の特産品をもらえることになります。

今言いましたように、このお礼のお返しの品の件ですが、東北の米の産地の場合は、1万円の寄附に対して米15キロを送るそうです。これは、はちきんの店のあたりでは5キロを2,200円で売っているので、6,600円をお返ししていることになります。また、先ほどの奈半利町の場合、2万円の寄附で1万5千円相当の贈答品を贈っているようです。

佐川町の場合もそうですが、これが公金で買って送っている。これに送料を入れますと、つまり寄附金額から贈答品代を差し引いて、それで買って送っているのではなく、寄附金は寄附金として受理し、お返しは税金で買って送っていると思いますが、どうですか。お答えください。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。若干数字の部分で単純にそうはいかない部分もありますけども、邑田議員がおっしゃったようにとられる取り組みになっていると思います。以上です。

3番（邑田昌平君）

しかし、町民にとっては、どうせ払わなければならない税金です。インターネットにあるように、知らなければ損をするふるさと納税となるわけです。

そこで、町長にお尋ねします。ふるさとの定義というものは、どうなっていますか。お答えください。

副議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

副議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長（堀見和道君）

ふるさと寄附金、ふるさと納税の定義につきましては、国のほう

でふるさと寄附ということは、こういうものであるというふうに定義されてると思います。

その文面と、私が今からお話しすることがぴったり一致しているかどうかわかりませんが、ふるさとを思って、ふるさとの振興、私も佐川町を26年離れておりました。22年度、23年度、24年度、3年間佐川町に思いを寄せてふるさと寄附をさせていただきました。やはり、自分の出身地、自分を育てくれたふるさとに対して少しでもお役に立ちたいという思いでやるものがふるさと寄附だと。ふるさと寄附という制度そのものに関しては、そういう定義になるかと思います。

ただ、このふるさと寄附の制度を、いろいろな形で地域活性化につなげようとする組んでいる自治体が数多くあります。行き過ぎた取り組みは自重せざるを得ないというお考えもあろうかと思います。このふるさと寄附の制度があることによって、よし、もう少し前向きに農業に取り組んでみよう、加工品をつくってみよう、林業の加工品、木材の加工品も頑張ってみよう、漁業も頑張ろう。中山間地、田舎の漁村、このふるさと納税という制度を一つのきっかけにして、前向きに1歩踏み出そうとしてる生産者の方たちが数多くいることも事実ですので、この制度が国の地方活性化の一つの制度としてあるのであれば、佐川町としてもこれを一つのきっかけとして、地域の活性化につなげていきたい。ただその思いで私は、このふるさと寄附の特産品をお返しするこの取り組みを今年度から始めておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと、そのように考えます。以上です。

3 番（邑田昌平君）

税務課長、それでいいですかね。

構いませんか。

総務課長（横山覚君）

総務課のほうから一つ、定義まではありませんけれども、今取り組んでいるその基本的な考え方を、私感じておりますので、ちょっと御披露させていただきます。

一般的な税につきましては、それこそ国、自治体はその課税金に基づき、強制的に徴収をしているというところがございます。またこのふるさと税につきましては、これに対しまして、納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるというちょっと変わった形になっ

ております。

このふるさと納税を通じまして納税される方には、自分を育んでくれましたそのふるさとに対して、感謝とか恩返しをあらわしたいという方もおられるでしょうし、また出生地に限らずですね、縁ができた土地とか、または応援したい自治体、ところという方もおられまして、その出生地に限らず、貢献を、地域に貢献するためにふるさと納税をしたいという方もおられると思います。

町といたしましても、そういうふうな、地方の自治体を応援したいという方々がたくさんおられる、存在するということを認識いたしまして、この御寄附をいただくためには、その前にですね、町としてふさわしい行政を展開をしていくというふうなことが前提にもなろうかというふうに思っています。

それからまた町といたしましては、佐川町の地域の魅力を高めるために、継続的な努力をする、もしくは望ましい、今言いました行政を展開していくというふうな、そういう取り組みを通じてですね、全国から佐川町を認めていただき、佐川町の応援団として多くの方がふるさとの寄附金をしていただければというふうなことを思っています。以上です。

3 番（邑田昌平君）

ふるさとの定義はないと思います。いわゆるふるさと納税は分類上は寄附です。そしてふるさとの定義はない。どこの市町村でもよいということになります。そうすると、佐川町民が佐川町に納める税金の1割ほどを上限にして、佐川町にふるさと納税をすることが可能だと思いますが、町長、答弁をお願いします。

総務課長（横山覚君）

今のところ、ふるさと納税につきましては、他の自治体にも当然できますし、自分のところにもできます。

3 番（邑田昌平君）

私は、町民が自分の町に寄附をするのは可能と思います。ところで、以前、全国的にも納税組合という組合が結成され、佐川町にもたくさんあったことは、町長、知っていますか。

町長（堀見和道君）

お答えします。申しわけございません。存じておりません。以上です。

3 番（邑田昌平君）

この制度は、各部落単位やグループで納税組合をつくり、その組合に納めた税金の割合によって報奨金をもらえる制度です。部落の納税組合では、そのお金を部落の運営費に充てたり、また多額納税者のグループでは、50万円とか60万円とか大変多くの報奨金をもらえるものですから、慰安旅行や懇親会などに充てていたようです。私の部落でもそうでした。しかし、こうした組合に報奨金を支払うのは違法との判決が関東のほうで出たようでありまして、佐川町でも平成13年度で全て解散しました。

ふるさと寄附金も町外の人から寄附をしてもらう、いわゆる外貨を稼いでいるうちは税金でお土産を買ってお返ししてもまだ手元にお金が残るうちはいいですが、先ほど説明したように、町民が納税組合のようなものをつくり、グループ内で個人個人が町外のふるさとに寄附をして特産品をもらい、それをグループ内で交換する、あるいは、もらった特産品を販売することが可能となると思います。こうしたことは何か問題があり、法に触れると思いますが、お答えを願います。

町長（堀見和道君）

お答えします。問題になるかどうか、今、私の見識、情報量では判断つきかねますので、ぜひ、邑田議員のほうにお教えをいただきまして、勉強させていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

3番（邑田昌平君）

町民が、こうしたふるさと寄附金制度を活用するようになれば、個人住民税は、ますます減少すると思います。今後は、税務署に行かなくても、市町村間で情報のやりとりをしてもらい、手続きは簡単になるようですので、さらに活発になると思います。先ほど言ったと思いますが、前年に比べて640万円も少なくなっています。私の単純計算では、個人住民税が4億3千万円だから、その1割がまず崩れ、さらに減る可能性があると思いますが、町長、答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ふるさと寄附、この制度を使って住民税として入ってくるわけではないんですが、寄附金として入ってきます。佐川町民が寄附をした場合は、住民税の控除ということになります。トータルで、入ってくる寄附金と控除される額を比べ

ると、ずっと佐川町としては、入ってくる寄附のほうが圧倒的に多いですから、今後もこの制度があり続ける限りは、そのように、執行部としては努力をしていきたい。そのための取り組みをしていきたい。佐川町民の幸せにつながるふるさと納税の制度の活用を進めていきたい、ただその思いで、取り組みをしております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

わかりました。まず、これが進めば、町の大事な自主財源も確実に減りやせんろうかと。ふるさと納税は、非課税の人には無縁のようですが、多額納税者がメリットを受けられるというような町内がそんな風潮にならないようにお願いします。ふるさと納税が美德のように言われるかもしれませんが、私は、ある意味、天に向かってつばをはくようなものと危惧していることを申し添え、この質問を終わらせていただきます。

次に、ファイティングドッグス球団を活用した町内の活性化対策についてお尋ねします。

私も、若いころからソフトボールをやっておりまして、ソフトや野球には大変興味を持っています。ファイティングドッグスを称してFDは、球団発足当時はフランチャイズを土佐山田町に置いています。あそこの球場では練習のボールが場外に出るなどして、苦情もあったように聞いています。

そして4、5年前になりますが、なぜかFDが佐川、越知をホームタウンにすることになり、佐川は選手宿舎を、越知はグラウンド整備を分担し受け持つようになったようです。越知のグラウンド整備では談合問題が発生して、大きな問題になりました。佐川では、若い選手たちがたくさん来るので町が活性化すると、いろいろ言われていましたが、全然ぴんときななかったし、最近では全く盛り上がりがないし、町民の関心もほとんどなくなっていると思います。

そこでお伺いします。どうしてFDが佐川、越知に来るようになったのか、その過程を説明してください。また、先ほども言いましたが、越知はグラウンドに2億も3億もかかったと言われていますが、佐川は、受け入れるのに、何にいくらの経費がかかったのか、お答えください。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

邑田議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、ホームタウンにかかった経費についてお答えをさせていただきます。邑田

議員もおっしゃられたように佐川町は住むところ、居住地を用意し、越知町は練習場を整備するということでしたので、佐川町におきましては、地域活性化促進住宅といたしまして、東町にあります旧 JR 四国の官舎を平成 21 年度に 4,088 万 2,000 円をもちまして改修をしております。これは、先ほど言いましたが、高知県地域づくり支援事業ということで、県補助金、補助率 2 分の 1 で実施をさせていただいております。

次に、町からの支援につきましては、直接支払いする経費としまして、広告料と委託料になります。まず、広告料につきましては、平成 22 年度に 18 万 4,000 円、平成 23 年度に 104 万 7,000 円、平成 24 年度に 2 万 6,000 円、平成 25 年度に 45 万 7,000 円、平成 26 年度に 107 万円、合計 278 万 4,000 円で、主な公告の内容としましては、球場に掲示いたします横断幕やアドボード、新聞広告への協賛であります。

次に、委託料については、平成 23 年度から事業を開始しております。内容につきましては、ファイティングドッグスによる佐川町の地域活性化及びサポーターの養成で、町内のお祭りイベントへの参加や応援バスツアーやファンと選手の交流会の開催などに充てております。

委託料としまして、平成 23 年度は 450 万 9,000 円、平成 24 年度 617 万円、平成 25 年度 577 万 2,000 円、平成 26 年度 332 万 6,000 円、合計 1,977 万 7,000 円となっております。この委託事業につきましては、国及び県の緊急雇用事業としまして 100% 補助をもって活用させていただいております。

それと、町民の関心がなくなっているとの御質問の内容ですが、四国アイランドリーグに所属をいたします高知ファイティングドッグスとの関係はですね、約 5 年前、地域に密着できるホームタウンを探しているとの球団オーナーからの声から始まっております。こうした中、若者の定住や交流を通した仁淀川流域の活性化に対し、同じ課題を共有をいたしております佐川町と越知町が球団オーナーの声に賛同し、町を挙げて夢を必死に追う若者たちを応援しようと、球団誘致を計画いたしまして、平成 21 年度、高知県知事らの立会のもと、高知ファイティングドッグスとホームタウン協定を結び、新たな協定関係をスタートさせております。

それと、地域の活性化についてですが、地域活性化につきまして

もファイティングドッグスの貢献度は結構高くなっておりまして、地域に住んでいる人たちとさまざまな幸せを感じることができ、またあるいは新たな生活の存在であるとも考えております。

あとですね、ファイティングドッグスの地域貢献度につきましては、野球の教室、少年野球教室を対象とした技術向上の促進を狙う活動、またスポーツを余りしてない子供たちに、遊び感覚でスポーツの楽しさ、おもしろさを伝えることや、夢や希望を与える活動も行ってきております。

これにより、子供たちにスポーツに興味を持ってもらい、スポーツの楽しさ、おもしろさを伝えることにもつながり、夢や希望を与える一つのきっかけを提供し、高知県のスポーツ人口の向上にもつながっていると考えております。

また、ほかの県にはない、ファイティングドッグスは農業活動にも取り組んでおりまして、高齢化が進む中、農業活動で若者の存在が高齢者に元気を与えており、これらの活動を通し、地域の活性化につながっているものとも考えております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

私は、F D の効果は余りないと思います。多くの町民も、私のように、知っている限りはないと思います。

また、町長はF D の選手と個人的に交流があるようでありまして、アフリカの選手とも兄弟のちぎりを交わしましたと、ネットの情報で声を発していたようです。

しかし今は、ほとんどの町民は、F D に余り関心を持っていない。税金を使ってまで支援するメリットはないと思います。それどころか、町民の生活は毎月の税金を払うのに精いっぱいです。税金を払うために働いているようなもんです。また、お金がなくて払いたくても払えなければ、すぐ督促状がきて差し押さえられる。このような厳しい徴収を行っているので、町民が納得できるような説明をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。効果がないと、邑田議員からはおっしゃられましたけども、効果があると思っている住民の方もいます。励まされている方がいることも事実です。なかなか費用対効果で一律にはかれるものではないと思っています。人づくりにかかわること、助けあいの中で、選手が佐川町のために活動していただいた

りということもあります。

これまでの取り組みに関しましても、それぞれのＪＲの官舎の改修等、それぞれの予算につきまして、議会のほうで、前榎並谷町長の時代に御承認をいただき、佐川町の活性化という中で取り組んで来ておりますので、この取り組みを、どういうふうに広げていけるのか、つなげていけるのか、スポーツ振興、健康増進、その分野でも何か接点をつくれないのかなあと。

ほかの地域では、プロ選手、スポーツ選手を、引退した後に、その地元の運動施設の指定管理を受けるような、そういう取り組み、引退後の新しい仕事のあり方としても実際に行われております。いろいろな可能性があるのではないかなあと。佐川のスポーツ推進、健康づくりについても、いい取り組みができるように、前向きに考えてみたいと思っております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

F Dが佐川に来たころは、文化センターやパストラルホールで歓迎会や交流会が開かれ、小学生からお年寄りまで多くの町民が集まりました。試合には応援バスも出ました。

しかし、先月の 29 日だったと思いますが、高知新聞の朝刊に、高知 F D の球団設立 10 周年イベントやパーティを南国市で開くと載っていました。これは、どこでやろうと球団の勝手だと思いますが、どうして、ホームタウンでやらんろう、という町民がいました。ホームタウンでやれば、町の P R にもなるし、人も来ます。お金も落ちます。しかし、そんなことはお構いなしで、南国市でやる。これが今の状況を全て物語っていると思いますが、町長、答弁お願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。おっしゃるとおり、ホームタウンで開催を検討できないのか、また次回以降、よくよく球団とも話をしてみたいと思います。以上です。

3 番（邑田昌平君）

なお、今月 5 日の高知新聞に、球団経営も 680 万円になると大きく報道されていきました。これを機に、佐川町にメリットがない予算を絶対に組まないよう、また球団からも、もらう使用料などの費用はきちんと徴収していただきますように、よろしくお願いします。

次に、3 問目に移ります。

私も、県の畜産試験場に勤務していたこともあって、動物については、人一倍関心があります。12月8日の夕刊の高知新聞にも載っていましたが、小型犬もぬいぐるみではありません。今、全国的にもいろいろなペットが大はやりでありまして、ペット犬の回虫が人間にもうつるなどの問題がありますが、そんなことはほとんど知られておらず、この前もテレビでやっていましたが、今、日本で流通しているペットの犬が 59 万 2,000 匹だそうです。これはペット犬だけです。このほかにも、猫、ウサギ、亀などのほかにも想定外のものもたくさんいます。

昔は、家で飼うのは猟犬と番犬 2 個ぐらいなものでしたが、今は何でも飼っていい、それもたくさん飼っています。そして、犬の場合は、たいてい朝晩散歩に連れて行く。そのとき、農道でうんちなどの排泄をする。以前は、飼い主は知らぬ顔で毎日これを繰り返す。当然、一般の道ですので、散歩する人もいればジョギングをする人もいますので、これを踏んづけることになります。このようなトラブルになり他人が迷惑するので、平成 15 年に、佐川町環境美化条例というのが制定され、飼い主としてふんの処理など心がけなければならないことが決められています。また、自治会などにより立て看板が立てられています。

そこでお伺いしますが、こうしたルールやマナーは守られていますか。また、苦情はなくなっているか、お答えください。

町民課長（麻田正志君）

邑田議員の御質問にお答えいたします。先ほど邑田議員が言われましたように、環境美化条例におきまして、飼い主の遵守事項といたしまして「飼い犬の糞を処理するための用具を携行すること」と、あと「公共の場所及び他人の土地等を飼い犬の糞で汚したときは、飼い主は直ちに適正な処置を行うこと」というふうに定められています。

そのことについて守られているかというような御質問でありますけれど、實際上、町民課のほうにも、ふんの始末をしない方がおるといような連絡がありますので、全ての飼い主の方において守られているかと言えば、守られていない場合があるというふうに思っております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

しかし、最近問題になっているのは飼い猫です。昔は猫をつない

で飼う家などは全くなかったと思いますが、今は、ぼつぼつつないで飼っています。つないで飼っている、それが習慣になって、外に出て行かないようになるそうですが、昔のように放し飼いの猫が問題です。猫は自分のふんが臭いのはわかっていますが、自分の家の周りではしません。隣の家や庭先や畑などにします。その場所も、ふんがたまれば次の場所にかえます。しかも最近では、1匹、2匹どころか10匹20匹もいて、まるで猫屋敷のようです。以前は、こんな問題は商店街の中だけのことだと思っていましたが、今は全町的に広がってしまっていて、トラブルが後を絶ちません。また、こうした苦情はないか、お答えください。

町民課長（麻田正志君）

お答えいたします。平成26年度4月から、今現在までの間、町民課のほうにペットの件につきまして、先ほどの飼い猫の件につきましての御相談は3件ほど寄せられております。

今、邑田議員が申されましたように、飼い猫が隣のおうちの敷地内とかに入ってきてふんをするというような御相談でございました。そのようなペットのトラブルについての御相談があった場合は、中央西福祉保健所とともに現地のほうに出向きまして、その状況を確認いたしまして、飼い主の方等に飼い方の指導等を行っているというような現状でございます。以上です。

3番（邑田昌平君）

猫だって道は歩くし、公民館などもあれば、その敷地内で排泄をすると思います。隣近所の人に迷惑をかけないためにも、またトラブルを防止するためにも、条例を改正し、飼い主に責任を持たすべきだと思いますが、どうでしょう。

町民課長（麻田正志君）

現在のところ、佐川町の環境美化条例につきましては、先ほども申しましたように、飼い犬の件につきましては、その定めがあります。飼い猫の件につきましては、今現在、高知県の条例の高知県動物の愛護及び管理に関する条例のほうにおきまして、飼い猫につきましても、迷惑をかけないように飼わなければならないという条例が制定されております。

佐川町においてその条例を制定するかということにつきましては、今後検討させていただきたいと思います。以上です。

3番（邑田昌平君）

次に、町営住宅ではペットを飼ってはいけないことになっている
と思っていますが、どうでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。町営住宅につきましては、入居時の入居説明
会等におきまして、犬、猫、鶏、ほか他人に不快感を与える動物の
飼育は禁止するというふうに御説明をさせていただいておりまし
て、またその事項が掲載されております「町営住宅の入居のしおり」
というのも配付しております。以上です。

3 番（邑田昌平君）

ペットと一口に言っても、先ほども申しましたが、多種多様でし
て、一番多いのが室内犬ではないだろうかと思います。次に猫など、
そして全く声を出さない亀、また鈴虫などはどうしますか。飼われ
ないものがあれば、お答えください。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。先ほど申し上げました「入居のしおり」の中
でございますけれども、一応、動物の飼育という項がございまして、
金魚等の飼育は結構ですが、犬、猫、ウサギ、鶏、その他、他人に
不快感を与える動物の飼育は禁止をいたしますというふうに記載
しております。

3 番（邑田昌平君）

また、町営住宅といっても、平屋もあれば、鉄筋コンクリートの
集合住宅もあります。かなりの家でペットを飼っていると思います
が、実態を把握しているのでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。町営住宅でのペットの飼育につきましては、
その実態を把握しているかということでございますけれども、この
ことにつきましては、飼われている入居者の隣とか近所の方々から
の情報の提供によりまして知ることができるところでございます
が、今現在、犬を飼育しているというふうに把握できているのは2
世帯でございます。

3 番（邑田昌平君）

ペットも一度飼い始めますと、家族同様になります。しかし、ふ
ん、尿もするし、においや鳴き声がして迷惑をする人も出てくる。
そして住民とのトラブルに発展すると思います。こうなってからで
は、処分することも難しくなるが、しかし、家族同然のペットを泣

く泣く処分した人もいると聞いています。こうしたことで不公平が生じていないか、お答えください。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。先ほどのとおり、犬を飼っていることについての情報提供がございました場合にはですね、その情報をもとに、当事者に対しての訪問をしまして、指導を行っております。また、どこで飼っているかわからないというふうな状況のときにはですね、回覧を回したり、ポスター掲示で啓発に努めております。

確かに、今2世帯ほど犬を飼っているということを把握しておるんですけども、定期的にですね、指導に行くということで、粘り強いその対応を、今しているところでございます。

3 番（邑田昌平君）

これからは、高齢化がますます進むし、耳が遠くなる人も増えてくると思いますが、盲導犬のように呼び鈴がわりや番犬用として規制を緩めてできないものか、と思いましたが、いかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

確かに最近では、盲導犬、聴導犬というふうな動物が人間の一つの役割を果たしてもらえんというふうなこともできております。身体障害者補助犬法というのがございまして、国等が管理する住宅に居住する身体障害者がその住宅において、身体障害者補助犬、いわゆる盲導犬、聴導犬、介助犬を使用することを、やむを得ない理由以外は拒むことはできないというふうな条文がございます。

3 番（邑田昌平君）

ぜひ、よろしくお願いします。私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（松浦隆起君）

以上で、3 番、邑田昌平君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議を、11 日の午前 9 時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午後 0 時 7 分